2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町葉木字葉木五〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字神瀬甲字宇土ノ迫一一五一の一、字木屋角一一三八の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木屋角一一三八の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十月七日

農林水産大臣　赤松　広隆

農機具の種類	型式名	合格番号	依頼者の名称
農機具の種類	農機具の型式名	209020	ヤンマー株式会社
農用トラクター（乗用型）	ヤンマー　KQ500		
農用トラクター（乗用型）安全キャブ及び安全フレーム	ヤンマー　KQ882	209021	〃
〃	ヤンマー　SF182	209022	〃
〃	ヤンマー　SF662	209023	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○国土交通省告示第千四十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月七日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　山陰自動車道鳥取益田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
島根県簸川郡斐川町大字三絡字西一一九番一一から同県簸川郡斐川町大字出西字岩海地先まで	前	最大 一六六 最小 一〇	三、七三三
	後	最大 一六三 最小 一〇	
出雲市船津町字菅原地先から同市知井宮町字間谷一五〇七番四まで	前	最大 二一〇〇 最小 一〇〇	一〇、一七〇
	後	最大 二一〇〇 最小 一〇〇	

○国土交通省告示第千四十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月七日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長
北海道二海郡八雲町野田生四一六番三から同道二海郡八雲町春日一九四番一五まで	前	最大 三〇九 最小 一一	一一、二五三
	後	最大 三三六 最小 一一	

○国土交通省告示第千五十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社確認サービス

二　住所

名古屋市中区栄四丁目三番二十六号

三　代表者氏名

代表取締役　仲島　聰

四　登録年月日

平成二十一年九月十一日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社確認サービス　名古屋市中区栄四丁目三番二十六号